

福島県中小企業株式上場支援事業業務委託仕様書

この仕様書は、福島県（以下、「甲」という。）が、受託業者（以下、「乙」という。）に委託して行う、「福島県中小企業株式上場支援事業業務」（以下、「本業務」という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

1 目的

本県の復興及び地方創生を推進していくためには、産業の担い手となる若手人材の確保が重要であり、そのためには、県内大学生等の地元就職や、首都圏大学生等のU I Jターン就職の受け皿となる魅力ある県内企業を増やすことが重要である。

企業の魅力の一つの目安として株式上場の有無が挙げられることから、株式上場企業を増やすことを目的に、県内中小企業等の株式上場を支援する。

2 期間

契約の日から令和7年2月28日（金）まで

3 業務内容

委託に係る業務内容は以下のとおりとする。

(1) 株式上場啓発セミナー（開催時期：令和6年10月上旬想定）

- ・県内中小企業および3年以内に県内に本社を移転し、上場を検討している県外中小企業（以下、県内中小企業等という。）の株式上場に向けた機運を醸成し、上場に向けた動き出しに繋げるとともに、株式上場を活用した企業経営力の強化や事業承継、上場に向けた人材活用・育成に資する内容とすること。
- ・株式上場に関心のある県内中小企業等の経営者や役員、ベンチャー企業等の実務担当者等を対象として、専門家による株式上場啓発セミナーを開催すること。
- ・セミナーの参加企業は、県内中小企業等最低20社程度とし、参加企業募集にあたっては、県内の産業や中小企業の現状を踏まえ、上場企業の創出につながるようなターゲット設定を行い、参加募集を募ること。
- ・セミナーの開催にあたっては、実際に株式上場を果たしている企業の役員や、支援機関の専門家などを講師とするなど、ターゲット設定に合わせた参加企業によって訴求力のあるテーマ・構成を設定すること。
- ・参加企業の募集方法は、ターゲットに合わせて行うこととし、必要に応じて産・学・官・金の協力を得ながら行うこと。なお、甲の協力をあおぐことは妨げない。
- ・セミナーの開催方法については、オンラインまたは対面での実施とすること。
なお、オンラインで実施する場合はセミナーの様子をアーカイブ動画として録画すること。

- ・参加企業に対し、事後アンケートを実施し、集計を行うこと。なお、アンケートの項目については、甲と協議のうえ決定すること。

(2) 個別課題解決型相談事業（開催時期：令和6年10月～令和7年1月頃）

- ・株式上場を具体的に検討している県内中小企業等を対象とし、ヒアリング、企業訪問等を通じ、各企業が抱える株式上場に向けた課題の洗い出し及び課題の明確化を行うこと。
- ・課題に対する解決策については、可能な限り提示すること。ただし、各企業が抱える課題や、社内体制等の状況により、相談事業の中で解決策の提示が困難な場合にはこの限りではないが、その際には、下記報告書内にその理由を記載すること。
- ・当該相談事業の実績として、支援を実施した企業ごとに企業が抱える課題の洗い出し、課題の明確化、取り組むべき方向性等を示した報告書*を作成し、支援先企業へ提出すること。
- ・解決策を提示する場合も含めて、各種支援を行っている個別の企業名や支援制度など、直接的な営利誘導に繋がる案内は行わないこと。
- ・支援対象はセミナー参加企業を中心に、株式上場へ向けて具体的な取組を検討している県内中小企業等3～5社程度を目標とすること。
- ・別途甲が実施する福島県中小企業等株式上場支援補助金を活用している企業を支援対象としても差し支えないが、昨年度、個別課題解決型相談事業で支援した企業を中心に、同補助金を活用していない企業を優先的に支援すること。
- ・支援を実施した企業に対し、当該相談事業に関する事後アンケートを実施し、集計結果を報告すること。なお、アンケートの項目については、甲と協議のうえ決定すること。

※…報告書は以下の項目を含めて、支援企業ごとに作成すること。

- ・支援企業概要（企業名、住所、資本金、従業員数、上場を目指す市場 等）
- ・ヒアリング等の実施状況（日時、回数、手法 等）
- ・ヒアリングを通じ見えてきた現況、上場に向けた課題
- ・今後、上場に向けて進めるべき方向性
- ・解決策（相談事業の中で提示が困難な場合には、提示が困難な理由を記載）

4 契約書

別紙のとおり

5 提出書類等

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 着手届 (別記第1号様式) (事業開始時に提出)
- (2) 完了報告書 (別記第2号様式) (事業終了時に提出)
- (3) その他甲が必要と認める書類

6 成果品

委託契約書第1条に定める報告書は、次のとおりとし、紙媒体のほか、電子データでも提出すること。

- (1) 全体
 - ア 実施報告書
 - イ その他甲が必要と認める書類
- (2) 株式上場啓発セミナーに関して
 - ア セミナーで使用した資料
 - イ アンケート集計結果
- (3) 個別課題解決型相談事業に関して
 - ア 支援対象企業へ提出した報告書
 - イ アンケート集計結果

7 仕様及び契約の変更等

受託者がやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議し、承認を得ること。

8 その他

本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た情報を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。

- (1) 証券取引所等の関係機関と連携を取りながら、業務を進めること。
- (2) 業務の一部を外部機関に再委託することは差し支えないが、その際にも、再委託先へ適切な指揮、指導を行い、業務を進めること。
- (3) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議してこれを定めるものとする。

別記第1号様式（仕様書5（1）関係）

委託業務着手届

年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

1 業務名 福島県中小企業株式上場支援事業業務

2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着手 年 月 日
履行期限 年 月 日

別記第2号様式（仕様書5（2）関係）

委託業務完了報告書

年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

年 月 日付で締結した下記委託業務は、年 月 日完了しましたので、報告します。

記

- 業務名 福島県中小企業株式上場支援事業業務
- 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 委託期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日